

社会福祉法人府中西和会 役員等の報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人府中西和会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規程にもとづき、役員、評議員及び法人の設置する委員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2)報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額)

- 第 4 条 理事が理事会に出席したときは、別表 1 に定める額を支給するものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 に定める額を支給するものとする。
 - 3 監事が理事会・訓議員会または監事監査に出席したときは、別表 1 に定める額を支給するものとする。
 - 4 理事長が法人及び施設運営のため業務の事務を行ったときは、別表 2 に定める額を支給するものとする。但し、法人の業績によりその額を減ずることがある。
 - 5 理事及び監事の報酬の、各年度の総額は、1 千万円を超えない範囲とする。

(報酬の根拠)

- 第 5 条 理事長は原則月 15 日鳳仙寮内で勤務し、決済等の事務を行う。
- 2 理事長は、法人職務を行った証として、タイムカード(職務証跡)の打刻に協力するものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に定める額を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている職員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。(但し、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給する。)

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は、交通費の実費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たり交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない、

別表1(日額)

理事が理事会に出席した場合	5,000円
評議員が評議員会に出席した場合	5,000円
監事が理事会又は評議員会に出席した場合	5,000円
監事が監事:監査に出席した場合	20,000円
評議員選任解任委員が委員会に出席した場合	5,000円

別表2(月額)

名称	金額
理事長の業務報酬額	500,000円

付則

この規程は、平成30年11月9日より適用する

令和1年6月25日改正

令和5年6月26日改正